

各種手続きの流れ

申請・
決定

保護者が、本事業による訪問看護の提供について、訪問看護事業所へ相談する。

訪問看護事業所が本事業による訪問看護の提供について同意する場合、**訪問看護事業所が、申請を行う。**

訪問看護事業所が行った申請をもとに、保護者に対し、メールで本人確認を行う。

訪問看護事業所と保護者に決定通知書が届く。

本人確認後、
2週間（10開庁日）程度

訪問看護事業所と保護者は、重要事項について書面で双方合意する。

訪問看護事業所は、訪問看護計画書に基づき、本事業による訪問看護を提供する。

訪問看護事業所が、札幌市に対し請求を行う。

提供月の翌月10日まで

請求・
決定

札幌市が、訪問看護事業所に対し費用を支払う。

請求月の翌月20日まで

※申請内容に不備等があった場合、決定や支払いに時間がかかる場合があります。